

# 高崎経済大学教授会規程

平成23年度

規程第16号

(趣旨)

第1条 公立大学法人高崎経済大学基本規則（平成23年度規程第3号）第32条第1項の規定に基づき、高崎経済大学の各学部に置かれる教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(教授会の設置)

第2条 学部の教授会は、次の教育組織に置く。

- (1) 経済学部
- (2) 地域政策学部

(教授会の構成)

第3条 教授会は、当該学部に属する専任の教授、准教授及び講師（以下「教授会構成員」という。）によって構成する。この場合において、学部専任の教員で副学長となった者も教授会構成員とする。

2 休職中の者及び公立大学法人高崎経済大学教員の学外研究に関する規程（平成23年度規程第109号）第4条又は第6条の規定に基づく国内研究又は国外研究中の者は、前項の規定にかかわらず、教授会構成員に含まないものとする。

(招集及び議長)

第4条 教授会は、学部長が招集し、学部長が議長となる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 学部長に事故あるとき又は欠けたときは、教授会構成員である教授のうちからあらかじめ学部長が指名する者がその職務を代行する。

(開催)

第5条 教授会は、原則として1月に1回開催する。

- 2 前項に定めるほか次に掲げる場合は、速やかに開催しなければならない。
  - (1) 学部長が招集の必要を認めたとき。
  - (2) 学長から意見を求められたとき。
  - (3) 教授会構成員の3分の1以上の者により学部長に対して開催の請求がなされたとき。

(会議の定足数等)

第6条 教授会は、教授会構成員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

ただし、業績審査に関する事項については3分の2以上の出席を要する。

2 会議は、非公開とする。

(構成員以外の者の出席)

第7条 学部長は、必要があると認めるときは、教授会に教授会構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を述べさせることができる。ただし、当該出席者は、議決に加わることができない。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項に定める議事録には、議長のほか、出席教授会構成員の中から議長が指名する2名が記名押印する。

3 議事録は、その一部又は全部を非公開とするものを除き、その概要を公開し、事務局において保管する。

(会議の議決)

第9条 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は教授会構成員として議決に加わる権利を有しない。

(教授会の審議事項)

第10条 教授会における審議事項は、次のとおりとする。

(1) 学部学生の入学、卒業及び学位の授与に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 教員の採用、昇任の際の業績審査に関すること。

(4) 学部長又は学科長等が提議する学部教育に関すること。

(5) 第11条の規定に基づき、学部に設置される委員会の長が提議する事項に関すること。

(6) 第5条第2項第3号に規定する、教授会の開催を請求された事項に関すること。

(7) その他関係法令により教授会で審議することが定められた事項、学長から意見を求められた事項及び委任された事項に関すること。

(8) 理事長又は学内の他の機関、組織から意見を求められ、委任又は諮問された事項に関すること。

(9) 学部に関わる規程の制定及び改廃に関すること。

2 前項第1号から第6号に定める審議事項は、次の各号に定める区分により、他の機関へ報告又は他の機関の承認等を受けなければならない。

(1) 前項第1号に係る事項は、教授会における審議ののち、学長に意見を述べるものとする。

(2) 前項第2号及び第3号に係る事項は、教授会における審議ののち、教育研究審議会の議に付すものとする。

(3) 前項第4号、第5号及び第6号に係る事項は、教授会における審議ののち、学長に意見を述べることができる。

(委員会の設置)

第11条 学部長は、運営上必要と認められるとき、教授会の議を経て委員会を設けることができる。

2 前項に定める委員会について必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(庶務)

第12条 教授会の庶務は、教育グループ教務チームにおいて処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営について必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月4日第83号)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月4日第28号)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月7日第14号）

この改正は、令和4年12月7日から施行する。